

# 在外教育施設における教育の振興 に関する施策を総合的かつ効果的 に推進するための基本的な方針

令和 5 年 4 月  
文 部 科 学 省  
外 務 省

# 目次

I.	はじめに.....	3
1.	法律成立までの背景や経緯.....	3
2.	基本方針の策定.....	3
3.	在外教育施設の意義と課題.....	4
II.	在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項.....	4
1.	在留邦人の子の学びの保障.....	5
2.	国内同等の学びの環境整備.....	5
3.	在外教育施設ならではの教育の充実.....	6
III.	在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項.....	6
1.	在外教育施設の教職員の確保（第8条関係）.....	6
2.	在外教育施設の教職員に対する研修の充実等（第9条関係）.....	7
3.	在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化（第10条関係）.....	8
4.	在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保（第11条関係）.....	10
5.	在外教育施設の安全対策等（第12条関係）.....	11
6.	在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等（第13条関係）.....	12
7.	調査研究の推進等（第14条関係）.....	12
8.	その他.....	12
IV.	その他在外教育施設における教育の振興に関する重要事項.....	13
1.	国の役割と連携・協働.....	13
2.	基本方針の見直し.....	13
V.	おわりに.....	13



# I. はじめに

## 1. 法律成立までの背景や経緯

令和4年の第208回通常国会において、「在外教育施設における教育の振興に関する法律」(令和4年法律第73号。以下「在外教育施設振興法」という。)が衆・参両院の全会一致をもって可決・成立し、同年6月17日付けで公布・施行された。

在留邦人の子の教育については、我が国の主権の及ばない外国において展開されており、国内とは異なる教育環境に置かれた在留邦人の子に対し、憲法の教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、併せて国際性を培うことを旨として行われてきた。

こうした在留邦人の子の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしているのが在外教育施設である。これは、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設で、日本人学校<sup>1</sup>、補習授業校<sup>2</sup>及び私立在外教育施設<sup>3</sup>の3つの種類で構成されている。

しかし、在外教育施設における教育については法的な位置づけがなく、在外教育施設に対する支援は文部科学省及び外務省による様々な措置で行われてきた。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、在外教育施設における教育を取り巻く環境が大きく変化する中、在外教育施設における教育を法的に位置付け、その振興を図る観点から、立法の必要性が指摘されることとなった。

## 2. 基本方針の策定

在外教育施設振興法は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって次代の社会を担い、及び国際社会で活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とするものである。

在外教育施設振興法第7条第1項には、「文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない」旨、規定されている。

また、同条第2項には、基本方針において、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項、在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項、そして、これらのほか、在外教育施設における教育の振興に関する重要事項について定めることが規定されている。加えて、同法第8条から第14条において国とし

---

<sup>1</sup> 海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。

<sup>2</sup> 現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校又は高等学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。

<sup>3</sup> 国内の学校法人等が母体となり、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的として設置された全日制の在外教育施設。

て講ずるべき基本的施策が掲げられている。

在外教育施設振興法に関する衆議院文部科学委員会から「在外教育施設における教育の振興に関する件」が、参議院文教科学委員会から「在外教育施設における教育の振興に関する法律案に対する附帯決議」が決議されていることにも留意する必要がある。

なお、令和3年6月、文部科学省において「在外教育施設未来戦略2030～海外の子供の教育のあるべき姿の実現に向けて～」（以下「未来戦略」という。）が策定されているところ、在外教育施設振興法及び衆・参両院の決議内容を踏まえるとともに、未来戦略の記載内容も継承しつつ、基本方針を策定する。

### 3. 在外教育施設の意義と課題

在外教育施設における教育は、医療、安全と並び、在留邦人にとっての最大の関心事の一つであり、文部科学省及び外務省の連携の下、60年以上にわたり、その振興が図られてきた。この間、在留邦人数や在外教育施設の児童生徒数が増加し、関係者や関係機関のたゆまぬ努力により、在外教育施設の増加・発展が進んだ。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、ロックダウンをはじめとする現地政府による規制や入国禁止措置による新規派遣教師の着任の遅れ、更には、在外教育施設における児童生徒数の急減やこれに伴う授業料収入の減少など、甚大な影響が生じた。

令和4年の在外教育施設振興法の制定は、こうした在外教育施設を巡る厳しい情勢を背景としつつも、日本国民や企業がグローバルな活動を継続・発展していくための環境を整え、更には、その環境を活用して将来の我が国を担うグローバル人材を育成するという課題に向き合いつつ、進められた。

未来戦略においては、「選ばれる在外教育施設」づくりに向けて、国内同等の教育環境整備及び在外教育施設ならではの特色ある学びの支援を進めるという方向性が提示され、こうした方向性の下で必要な施策が盛り込まれている。

在外教育施設振興法では、第3条に規定する基本理念として、①在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、②在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、そして、③在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることの3点が挙げられている。

このことを踏まえ、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項として、①在留邦人の子の学びの保障、②国内同等の教育環境の整備、③在外教育施設ならではの教育の推進の3点を示すこととする。

## II. 在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項

## 1. 在留邦人の子の学びの保障

憲法第 26 条に定める教育を受ける権利及び教育を受けさせる義務は、在留邦人の子に適用されるものでないが、同条の精神に沿って在留邦人の子の教育が展開される必要があることについては、昭和 53 年の内閣法制局長官答弁<sup>4</sup>によって明らかにされている。

しかしながら、在外教育施設に関する法律上の規定は、長らく「文部科学省設置法」（平成 11 年法律第 96 号）における文部科学省の所掌に関する規定と「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（昭和 27 年法律第 93 号）における子女教育手当の支給に関する規定に限られており、在外教育施設と在留邦人の子の学びの保障の関連性については何ら法的な規定が存在しなかった。こうした意味で、在外教育施設振興法は在外教育施設の在留邦人の子の教育を受ける機会の確保を図る上で果たす役割の重要性に初めて言及したものであった。

このような在外教育施設振興法制定の意義及び同法第 3 条第 1 号に規定する「在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること」という基本理念に鑑み、基本方針においては、在留邦人の子の学びを保障する観点から、未来戦略においても掲げられた、国としてより積極的に在留邦人の子の学びの保障を進めるという考え方や国家戦略として在外教育施設の設立を支援する考え方を明確にすることが求められる。

## 2. 国内同等の学びの環境整備

在外教育施設の教育環境の整備が国内に比べて不十分であることは昭和 40 年代から指摘されている。昭和 49 年に中央教育審議会がまとめた「教育・学術・文化における国際交流」の答申附属書において、日本人学校における設備や教材の整備が不十分であることが指摘されるなど、日本人学校や補習授業校の基礎的教育条件の改善・充実の必要性が述べられた。昭和 51 年、文部省に設置された海外子女教育推進の基本的施策に関する研究協議会がまとめた「海外子女教育の推進に関する基本的施策について」では、「政府は、受身の形に終始することなく、民間の熱意と努力を基礎にしつつも、我が国の教育の一環として海外子女教育を位置づけ」る必要性が説かれた。

在外教育施設における教育条件の整備の必要性については、平成元年から平成 7 年にかけて、文部省に設置された「海外子女教育の推進に関する研究協議会」や「海外子女教育に関する調査研究会」においても問題提起がなされている。とりわけ、平成 3 年に従来の「在外教育施設文部大臣指定制度」の改善が図られ、「在外教育施設文部大臣認定制度」が創設されたことは、特に全日制の在外教育施設における教育条件の担保に重要な役割を果たした。

---

<sup>4</sup> 昭和 53 年 2 月 14 日衆議院予算委員会での真田内閣法制局長官答弁では、①憲法第 26 条の教育を受ける権利及び教育の義務は海外においては直接適用されないこと、②しかしながら、海外の子供が少なくとも義務教育を安く受けることができるよう手立てを取ることが憲法第 26 条の精神に沿うことが明言されている。

また、平成 28 年に文部科学省において策定された「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」では、国内同等の学びの確保に向けて、国内に比しての派遣教師の充足率を計画的に改善する必要性が強調された。

令和 3 年の未来戦略においても、国内に比しての派遣教師の充足率、児童生徒や教師の 1 人 1 台端末の整備率、通信環境等について、早急かつ計画的に改善を図るべき課題として言及されている。未来戦略策定時よりは一定の改善がみられるものの、国内同等の学びの環境整備は依然として重要な課題である。

こうした状況及び在外教育施設振興法第 3 条第 2 号に規定する「在外教育施設における教育環境と学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること」という基本理念に鑑み、基本方針においては、国内同等の学びの環境整備を進める観点から、人的・経済的あるいは技術的な支援の充実に向けた考え方を明確にすることが求められる。

### 3. 在外教育施設ならではの教育の充実

在外教育施設ならではの教育の充実の必要性についても、前述の各種政策文書に遡ることができる。昭和 49 年の「教育・学術・文化における国際交流」の答申附属書では「日本人学校の運営に際しては、できるだけ、閉鎖的なやり方を避け、現地語や現地事情を適宜教育課程に加えたり、現地の児童・生徒との交歓を図ること」、昭和 51 年の「海外子女教育の推進に関する基本的施策について」では、「海外における教育という利点を生かし、我が国教育の基本的な理念のひとつである国際性豊かな日本人の育成に積極的に寄与することをめざす」ことへの言及がみられる。こうした考え方は、昭和 62 年に臨時教育審議会で示された「できる限り現地で得られる経験を多く積ませる」という方向性、平成元年から平成 7 年にかけて、文部省に設置された「海外子女教育の推進に関する研究協議会」や「海外子女教育に関する調査研究会」において多様な教育機会の提供や現地社会と連携した教育活動の推進が強調されたことに引き継がれている。

さらに、平成 28 年の「在外教育施設グローバル人材育成戦略」においては日本の教育・文化発信や高度グローバル人材育成の必要性が説かれ、令和 3 年の未来戦略においても、「在外教育施設に期待される多様な役割やニーズを教育実践や学校運営に戦略的に反映し、在外教育施設の特色化を進める必要性に留意」する必要性が掲げられた。

こうした状況及び在外教育施設振興法第 3 条第 3 号に規定する「在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすること」という基本理念に鑑み、基本方針においては、在外教育施設ならではの教育の充実を図る観点から、特色化を進めるための工夫や取組の普及や関係者や関係機関同士の連携促進についての考え方を明確にすることが求められる。

## III. 在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項

### 1. 在外教育施設の教職員の確保（第 8 条関係）

教育の基本が、よい教師を得ることであることはいうまでもなく、在外教育施設の教師は在留邦人の子の学びの保障に不可欠な存在である。国内に比して教育条件が十分ではない在外教育施設において、教師の果たす役割は極めて大きく、国が在外教育施設への教師派遣を行っている理由はここにある。従来は、各都道府県教育委員会等から推薦された義務教育諸学校等の教師の中から選考された者を当該教師の身分を保有させたまま長期研修の形で派遣する現職教師派遣のみを実施してきたが、平成 19 年度から退職後の教師を派遣するシニア派遣、平成 30 年度から、将来正規採用を目指す臨時採用の教師等を派遣するプレ派遣についても制度化し、派遣教師の裾野を広げる取組を進めてきた。

また、現地語学習を含む在外教育施設ならではの特色ある教育を行う上で、現地採用教師が重要な役割を果たしている例も多く見られ、運営を支える事務職員等についても在外教育施設の円滑な運営に不可欠である。

このように、在外教育施設の教職員の果たす重要な役割に鑑み、在外教育施設における教育の更なる充実に向けて、必要な施策を講ずる。

#### 【具体的施策例】

- ・日本人学校における義務標準法<sup>5</sup>に準じた教員配置の計画的実現
- ・現職派遣教師に係る給与相当額を派遣元に支給する委託費の計画的な支給率の改善
- ・英語力強化優先推薦枠等の「優先推薦枠」<sup>6</sup>の拡充と周知の強化
- ・現職派遣教師の応募翌年度の派遣に係る合意形成の円滑化
- ・シニア派遣について、現行最大 4 年となっている派遣期間の上限緩和、現職派遣として赴任していた国・地域への再派遣を積極的に認める「リピート枠（仮称）」の創設の検討
- ・プレ派遣について、当該経験が教員採用選考試験の際に更に考慮されるよう都道府県・指定都市教育委員会等に働きかけ
- ・在外教育施設で働くことや派遣教師の意義・重要性、在外教育施設勤務の際の待遇、在外教育施設派遣教師経験者の活躍事例等を明らかにした広報資料を関係団体とも協力しつつ作成し、教師、学校、教育委員会、教員養成大学等に対し周知
- ・在外教育施設における多様な人材の活用促進（例：現地で活躍する日本人による出前授業の実施など）

## 2. 在外教育施設の教職員に対する研修の充実等（第 9 条関係）

在外教育施設における勤務は、外国の地という困難な環境下において教育に従事するものであるため、当該教師の資質の向上に極めて大きく資する。各都道府県から在外教育施設へ派遣される教師の身分取扱いについて、昭和 53 年度以降、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 3 項に基づく長期の研修出張に

<sup>5</sup> 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）。

<sup>6</sup> 平成 30 年度以降、派遣元のニーズに応じた教師派遣・小学校教師の英語力強化優先推薦枠を設けている。

統一しているのはこのためである。

令和3年度に行われた「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」においては、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上に繋がるエビデンスが示された。とりわけ、現職派遣教師は日本人学校等での経験を国内に持ち帰り、国内各地における国際理解教育や急増する外国人児童生徒等の指導に当たっての中核的存在となることが期待されている。

在外教育施設での勤務経験の有する研修効果をより高める観点からの取組の充実を図ることで、教師本人や文部科学省に推薦を行う教育委員会等の派遣元の双方に対し、教師派遣に係るインセンティブの向上を図るとともに、在外教育施設での教育経験を国内の教育に十分に生かせるよう働きかけることが必要である。

また、現地採用教師については、日本の教員免許状を有していない者も多く、とりわけ補習授業校の児童生徒等に対する教師・講師の多くは他の仕事と兼職している。在外教育施設における質の高い教育を実施するためには、現地採用教師の資質・能力向上に向けた取組が不可欠である。

こうしたことを踏まえ、在外教育施設の教職員の資質・能力の向上に向けて、必要な施策を講ずる。

#### 【具体的施策例】

- ・派遣教師や現地採用教師の事前研修の充実
- ・オンライン研修の充実
- ・教員養成大学・教職大学院等（特に国際化に対応した教師の養成に取り組む大学等）と在外教育施設との連携促進
- ・所属元と派遣教師による明確な派遣目標の設定促進、派遣目標を踏まえた派遣教師からの定期報告の実施
- ・在外教育施設における教育経験の国内の学校への還元促進（在外教育施設との継続的な交流促進を含む）、学校や教育委員会等に対する派遣教師の戦略的配置の促進
- ・全国海外子女教育国際理解教育研究協議会や海外子女教育振興財団の協力の下、在外教育施設派遣教師経験者の組織化の推進

### 3. 在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化（第10条関係）

#### （1）教育機会の確保

在外教育施設は、これまで、在留邦人の子に対して国内の学校における教育に準じた教育を実施する教育施設として、教育機会を保障する重要な役割を果たしてきた。

しかし、在留邦人の子の中には、在外教育施設において教育を受けることを希望していても、こうした機会を得ることができない子供が存在してきた。とりわけ、在外教育施設が存在しない地域の子供、就学前の子供、高等学校段階の子供、障害のある子供等は、不利な教育条件に置かれてきた。また、在外教育施設で学ぶ子供たちを巡る生徒指導上の課題等に対応し、子供たちが安心して楽しく通える教育環

境を構築することも重要である。憲法第26条の精神はもとより、「持続可能な開発のための目標（ＳＤＧｓ）」の目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」（ＳＤＧ4）の観点も踏まえつつ、在留邦人の子の教育機会の保障の強化に向けた取組が必要である。

在外教育施設における教育を受ける機会がより広く行き渡り、子育て世代の人材が安心して海外で活躍できるよう、必要な施策を講ずる。

#### 【具体的施策例】

- ・国として海外に在留する子供の教育を受ける権利をより積極的に保障するという考え方や国家戦略として在外教育施設の設立を支援するという考え方に基づく、在外教育施設に係る支援方策を検討
- ・幼児教育・高等学校教育の充実方策の検討
- ・特別支援教育の充実方策の検討
- ・日本人学校における所在国の義務教育開始時期の違いへの対応
- ・在留邦人の子の教育環境に係る状況を把握
- ・多様な主体（海外子女教育振興財団、NPO、関係省庁等）との連携推進を通じた、いじめ、不登校、虐待への対応の充実

### （2）教育内容・方法の充実強化

国内においては、予測困難な時代に生きる子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す「学習指導要領の全面実施」、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようすることを目的とした「学校における働き方改革」、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」、公立小学校の学級編制を35人に引き下げる「義務標準法の改正」をはじめ、我が国の学校教育そのものを変える取組が大きく進展しつつある。このような動きも踏まえた上で、中央教育審議会において、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日）が取りまとめられ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた改革の方向性や具体的な方策が示された。

在外教育施設においても、こうした国内動向を踏まえつつ、教育内容・方法の充実強化に向けた対応が求められていることを踏まえ、必要な施策を講ずる。

#### 【具体的施策例】

- ・在外教育施設同士をつなぐオンラインによるネットワーク構築の推進
- ・日本人学校におけるGIGAスクール構想の実現
- ・GIGAスクール構想を踏まえた国内の先進的な教育活動の情報共有
- ・国内における検討状況も踏まえたデジタル教科書の活用促進
- ・小規模校が連携して行う教育実践の研究開発（例：ＩＣＴを活用した複数の在外教育施設のコンソーシアム化）

### （3）在外教育施設ならではの教育

在留邦人の裾野が拡大し、永住者や国際結婚家庭も増加する中で、在外教育施設で学ぶ子供の家庭環境は著しく多様化している。

かつての海外子女教育の重要課題は、将来的に帰国し国内の学校に編入学する児童生徒に対する教育の機会の確保であり、日本人学校であれば原則として我が国の教育法令に従い、学習指導要領に準拠した教育を行うこと、また、補習授業校であればやがて帰国し国内の学校に編入学する際の基礎学力を補うことが求められていた。しかし現在、日本人学校において「海外ならではの教育を充実させてほしい」との保護者のニーズが高まっていること、補習授業校において外国に永住することを想定した児童生徒の在籍が増えているなど、在外教育施設へのニーズが多様化している。

日本人学校については、昭和から平成の初頭にかけて児童生徒数が増加の一途をたどったものの、近年、海外在留邦人の子の数の増加に比して児童生徒数は伸び止まりの様相を呈しており、現地校や国際学校との競争的環境の中にあることに留意が必要である。

補習授業校については、永住者や国際結婚家庭の子供の増加に伴い、将来的に外国で進学・就職することを希望する子供のニーズと将来的な帰国を前提とする長期滞在者の子供のニーズとの間にかい離が生じており、こうした多様性をどのように包摂していくかが課題となっていることに留意が必要である。

私立在外教育施設については、建学の精神及び海外の立地を踏まえた特色ある教育を行っており、こうした独自性を尊重しつつ、特色ある教育の継続・発展を促す必要があることに留意が必要である。

こうした中、海外ならではの教育環境等を活用した「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、在外教育施設の特色化の促進に必要な施策を講ずる。

#### 【具体的施策例】

- ・「選ばれる在外教育施設」づくりに向けた、先導的な特色ある研究開発の支援
- ・日本人学校における中長期的な教育・運営に関する目標・計画（3～5年）の策定・公表の促進
- ・在外教育施設ならではの特色ある教育を推進するための柔軟な教育課程編制や柔軟な人事配置（校長職等における多様な人材の活用、教師や派遣元の希望に沿った教師派遣など）の更なる推進
- ・現地採用教師（J E T プログラム・日本での留学経験者を含む）の強みや現地社会との交流機会等を活用した海外ならではの教育の推進と、そのための支援の継続
- ・海外の学校との交流等を通じて日本文化や日本型教育を積極的に発信
- ・「在外教育アドバイザー」の委嘱による教育・運営に関する指導・支援体制の強化

#### 4. 在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保（第11条関係）

在外教育施設については、運営委員や派遣教師の任期も限られていることもあります。その教育・運営に継続性を欠く面があることに加え、国内の教育委員会に相当する

ような存在がなく、指導・管理の専門的観点からきめ細かに支える体制が十分であるとは言えないことも課題となっている。

このため、各在外教育施設が中長期的な見通しをもった教育・運営を可能とする計画の策定を徹底することや、それらの計画の策定から実施・評価に至るまで在外教育施設の教育・運営を専門的な見地から指導・助言する支援体制の強化を図ることが求められる。併せて、在外教育施設同士で研修・相談し合えるようなネットワークの構築を行うことも必要である。また、在外教育施設の学修機会保障、機能強化などの整備の支援を行っている。

こうした観点から、在外教育施設の適正かつ健全な運営を確保するために必要な施策を講ずる。

#### 【具体的施策例】

- ・日本人学校における中長期的な教育・運営に関する目標・計画（3～5年）の策定・公表の促進（再掲）
- ・「在外教育アドバイザー」の委嘱による教育・運営に関する指導・支援体制の強化（再掲）
- ・文部科学省、外務省、海外子女教育振興財団の間での連携の強化
- ・在外教育施設の同窓生等への働きかけを含む情報発信の強化
- ・国や企業関係団体との定期的な意見交換の実施等によるパートナーシップの更なる強化
- ・経営・運営責任の分掌の明確化と継続性確保
- ・きめ細かに教育・運営支援の相談に応じる体制の整備
- ・在留邦人の子の教育環境に係る状況を把握（再掲）
- ・外国籍の子供の受け入れ等に当たってのコスト負担の検討促進
- ・校舎借料や施設強化、耐震化、老朽化対策工事費の一部を支援する施設整備支援
- ・現地採用教師・講師の給与の一部を支援する運営機能支援

### 5. 在外教育施設の安全対策等（第12条関係）

海外に居住する子供たちが義務教育と同程度の教育を安全に受けられる環境の確保が必要である。治安の悪化等により、日本人の安全を脅かすような事態が世界各地で発生しうる環境の中で、在外教育施設における学校活動が安全に行われるためには、児童生徒や教職員の安全を確保するための対応が必須である。

こうした点から、在外教育施設で学ぶ子供たちの安心・安全の確保に必要な施策を講ずる。

#### 【具体的施策例】

- ・在外公館から在外教育施設関係者を含む在留邦人への安全情報の提供
- ・警備員雇用、警備機器維持管理経費の一部を支援する安全対策支援
- ・外部専門業者による施設の安全対策評価

## 6. 在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等（第13条関係）

在外教育施設が日本の教育・文化の発信拠点や現地社会との交流の拠点として重要な役割を果たしていることもあり、こうした役割への期待の増大に対応することが求められている。

また、在外教育施設に在籍する日本語指導が必要な児童生徒への支援を充実するとともに、こうした児童生徒がその多様な文化的・言語的背景を強みとして、能力や可能性を伸ばすことができるよう、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく在外教育施設づくりを推進する必要がある。

こうした観点から、現地社会等のニーズにも留意しつつ、在外教育施設を拠点とする国際的な交流を促すために必要な施策を講じる。

### 【具体的施策例】

- ・海外の学校との交流等を通じて日本型教育や日本文化を積極的に発信（再掲）
- ・現地社会との交流機会等を活用し、所在国の国情や言語などを含めた国際理解教育の推進
- ・国内外のリソースの活用による外国籍・国際結婚家庭などの日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実（例：海外に所在する日本語教育機関による支援を得るなど）

## 7. 調査研究の推進等（第14条関係）

平成28年に策定された「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」に基づき、海外での利点を最大限に生かし、高度なグローバル人材育成を見据えた先進的プログラムを実施するべく、平成29年度から令和3年度にかけて「在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業」が実施された。

現在は、令和3年に策定された未来戦略に掲げられた「選ばれる在外教育施設」づくりに向けた多様化・特色化支援を進めるべく、令和4年度からは「在外教育施設重点支援プラン」が実施されている。

引き続き在外教育施設の更なる多様化・特色化を促進するとともに、好事例を他の在外教育施設や国内の学校に普及するべく、必要な施策を講じる。

### 【具体的施策例】

- ・「選ばれる在外教育施設」づくりに向けた、先導的な特色ある研究開発の支援（再掲）
- ・研究開発の成果の普及・活用

## 8. その他

帰国児童生徒について、国内の学校生活への円滑な適応のみならず、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することは、帰国児童生徒が自身の特性や経験に誇りを持ち、将来的にグローバル人材として活躍できるようにする上で重要となる。このため、国内においても、帰国児童生徒への支援を充実するとともに、

こうした児童生徒がその多様な文化的・言語的背景を強みとして、能力や可能性を伸ばすことができるよう、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく学校づくりを推進する。

#### 【具体的施策例】

- ・帰国後に日本語能力に課題を抱える児童生徒に対して日本語指導を充実させるための取組の一層の充実
- ・多文化・多言語環境での指導経験の活用促進

## IV. その他在外教育施設における教育の振興に関する重要事項

### 1. 国の役割と連携・協働

在外教育施設における教育の振興に当たって、関係省庁や関係機関等の連携・協働の下で、着実に在外教育施設における教育を支えていくことが求められる。

在外教育施設の教育内容に直接係る支援を行う文部科学省と在外教育施設の機能強化に係る支援を行う外務省においては、在外教育施設振興法や基本方針の趣旨を踏まえた取組を実施するための体制整備を行う。

また、文部科学大臣と外務大臣が協働で基本方針を定めることとされた趣旨を踏まえ、文部科学省と外務省の連携強化を図る。

その上で、国として、自ら実施すべき施策を着実に進めるとともに、在外教育施設等に対して人的・経済的支援、あるいは技術的支援を含め、必要な施策を検討し、実施する。

加えて、在外教育施設における教育には、日系企業、日本人会、在外公館、海外子女教育振興財団をはじめ、多様な関係機関等が関わることから、関係省庁と関係機関等、更には、関係機関等の間での連携・協働を推進する。

### 2. 基本方針の見直し

在外教育施設振興法第7条第3項の規定に基づき、在外教育施設における教育に関する状況の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

見直しに当たっては、基本方針に定めた施策の実施状況を把握し、評価した上で行うことが必要である。また、その際、在外教育施設関係者等の意見を聞くことが求められる。

## V. おわりに

我が国が人口減少の局面を迎える中、中長期的な経済成長に向けて、日本企業が更に国際競争力を高め、拡大する海外需要の取り込みを図る必要がある。こうした中、在外教育施設の充実は、企業が安心して子育て世代の人材を海外に送り出すた

めの「基盤インフラ」である。日本企業のグローバル展開が今後も我が国の経済活動の枢要を担うことを踏まえると、在外教育施設の抜本的な機能強化は急務である。

また、在外教育施設で学ぶ子供たちは、将来の日本を支える「グローバル人材の原石」である。こうした子供たちが質の高い教育を通じて、日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野をもって活躍するための資質・能力を身につけることは、我が国の国際的なプレゼンス向上につながるものと期待される。

加えて、在外教育施設での教育に従事した帰国教師は、国内のグローバル人材育成のけん引役になり得る貴重な存在である。「内なる国際化」が進展する中、多文化・多言語環境下での高い指導力を持つ帰国教師の更なる活躍が期待される。

在外教育施設振興法の制定により、在外教育施設及び在外教育施設への支援に係る法的根拠が明確となった。これまで在留邦人の自助努力を基礎として設置・運営され、在留邦人の子の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしてきた在外教育施設は、その振興に関する施策の実施が法的に国の責務とされるに至った。

このことを真摯に受け止め、関係省庁・関係機関・関係者のネットワークを基盤として、基本方針に基づく施策の推進を図ることで、在外教育施設での教育の振興に向けた取組の進展が期待される。